

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新旧対照条文

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等 （第一節から第三節まで 略）</p> <p>第四節 精神障害者に関する特例（第三十三条の二）</p> <p>第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）</p> <p>第六節 障害者の在宅就業に関する特例（第三十五条―第三十六条の十四）</p> <p>第四章 雑則（第三十七条―第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p>	<p>目次</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等 （第一節から第三節まで 略）</p> <p>第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）</p> <p>第四章 雑則（第三十五条―第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p>

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

(身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告)

第八条 法第四十三条第五項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(第一条の四第一号に掲げる者に限る。第九条第二項、次節第二款、第六節及び第四十五条第一項において同じ。)の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。)の長に報告しなければならない。

(身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第九条 (第一項 略)

2 法第七十一条第五項(法第七十二条の六において準用する場合を含む。)又は法第七十二条の四第五項の規定に基づき作成する計画についての前項の規定の適用については、同項第二号中「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者のうちの身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

(身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況の報告)

第八条 法第四十三条第五項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。)の長に報告しなければならない。

(身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第九条 (第一項 略)

2 法第七十一条第五項の規定に基づき作成する計画についての前項の規定の適用については、同項第二号中「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者のうちの身体障害者及び知的障害者の数並びに雇入れを予定する重度身体障害者(法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以

並びに雇入れを予定する重度身体障害者（法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以下この条において同じ。）である短時間労働者、重度知的障害者（法第二条第五号に規定する重度知的障害者をいう。以下この条において同じ。）である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」と、同項第三号中「身体障害者である労働者又は知的障害者である労働者」とあるのは「身体障害者である労働者、重度身体障害者である短時間労働者、知的障害者である労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である労働者又は精神障害者である短時間労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者のうちの身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」と、同項第四号中「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者のうちの身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する短時間労働者及び精神障害者、重度知的障害者である短時間労働者である短時間労働者」とする。

(第三項 略)

(計画の実施状況の報告)

第十一条 事業主は、計画の期間が満了したときは、第九条第一項

下この条において同じ。）である短時間労働者及び重度知的障害者（法第二条第五号に規定する重度知的障害者をいう。以下この条において同じ。）である短時間労働者」と、同項第三号中「身体障害者である労働者又は知的障害者である労働者」とあるのは「身体障害者である労働者、重度身体障害者である短時間労働者、知的障害者である労働者又は重度知的障害者である短時間労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者のうちの身体障害者及び知的障害者並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する重度身体障害者である短時間労働者及び重度知的障害者である短時間労働者」と、同項第四号中「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者のうちの身体障害者及び知的障害者並びに当該計画の終期において見込まれる重度身体障害者である短時間労働者及び重度知的障害者である短時間労働者」とする。

(第三項 略)

(計画の実施状況の報告)

第十一条 事業主は、計画の期間が満了したときは、第九条第一項

第二号から第四号まで（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項についての計画の終期における状況を、当該計画の期間が満了した日の翌日から起算して四十五日以内に、管轄公共職業安定所の長に報告しなければならない。

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

（調整金の支給）

第十五条 （第一項から第三項まで 略）

4 第一項の申請書の提出は、法第五十六条第一項の申告書の提出と同時に行わなければならない。

（障害者作業施設設置等助成金）

第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（第一条の四第二号に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介に係る者、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条の四に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者及び法第十九条の障害者職業センター（第二十条の二において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が

第二号から第四号まで）に掲げる事項についての計画の終期における状況を、当該計画の期間が満了した日の翌日から起算して四十五日以内に、管轄公共職業安定所の長に報告しなければならない。

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

（調整金の支給）

第十五条 （第一項から第三項まで 略）

（障害者作業施設設置等助成金）

第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者（公共職業安定所の紹介に係る者、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条の四に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者及び法第十九条の障害者職業センター（第二十条の二において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた時

身体障害者又は精神障害者となつた時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第二十条の二において同じ。

）のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。

。第二十条の二第一項第二号、第二十条の四第一項第一号及び第二十二條第一項第一号において同じ。）に限る。第二十条の二三を除き、以下第二十二條の三までにおいて同じ。）を労働者（法第二條第三号に規定する重度身体障害者（以下単に「重度身体障害者」という。）、同條第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）又は精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。第二十条の二第一項第一号を除き、以下この款において同じ。）として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備（以下この項において「作業施設等」という。）の設置又は整備を行うもの（当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

（第二項 略）

（障害者能力開発助成金）

第二十二條の三 障害者能力開発助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給す

に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第二十条の二において同じ。）のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。）に限る。第二十条の二三を除き、以下第二十二條の三までにおいて同じ。）を労働者（法第二條第三号に規定する重度身体障害者（以下単に「重度身体障害者」という。）、同條第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）又は精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。第二十条の二第一項第一号を除き、以下この款において同じ。）として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備（以下この項において「作業施設等」という。）の設置又は整備を行うもの（当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

（第二項 略）

（障害者能力開発助成金）

第二十二條の三 障害者能力開発助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給する

るものとする。

一 法第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号及び第四号において「事業主等」という。）で、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（第四号の教育訓練を除く。次号及び第三号において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講を指示された障害者を受け入れるものに限る。次号において同じ。）を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うもの

（第二号及び第三号 略）

四 事業主等であつて、障害者（労働者であるものを除く。）が事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための法第四十九条第一項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができる機構が認めるものに限る。）

（第二項 略）

（障害者雇用支援センター助成金）

第二十二条の五 障害者雇用支援センター助成金は、次の各号のいづれかに該当する障害者雇用支援センターに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

ものとする。

一 法第四十九条第一項第七号イからニまでに掲げるもの（事業主の団体にあつては、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。次号において「事業主等」という。）で、障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための同項第七号の厚生労働大臣が定める基準に適合する教育訓練（以下この条において「障害者能力開発訓練」という。）の事業（公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講を指示された障害者を受け入れるものに限る。次号において同じ。）を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うもの

（第二号及び第三号 略）

（第二項 略）

（障害者雇用支援センター助成金）

第二十二条の五 障害者雇用支援センター助成金は、次の各号のいづれかに該当する障害者雇用支援センターに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 法第二十八条第一号に掲げる業務（法第四十九条第一項第七号の教育訓練に該当するものを除く。第三号において同じ。）のうち法第二十条第五号イに規定する職業準備訓練（第三十六条において「職業準備訓練」という。）を行う業務及び同条第二号から第七号までに掲げる業務（以下この条において「自立支援業務」という。）を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うものであること。

（第二号 略）

（第二項 略）

第二款 障害者雇用納付金の徴収

（法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第二十六条 法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（第一号 略）

二 当該年度に属する各月（当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数並びに身体障害者である労働者、重度身体障害者である短時間労働者、知的障害者である労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である労働者

一 法第二十八条第一号に掲げる業務（法第四十九条第一項第七号の教育訓練に該当するものを除く。第三号において同じ。）のうち法第二十八条第一号に規定する職業準備訓練を行う業務及び同条第二号から第七号までに掲げる業務（以下この条において「自立支援業務」という。）を行うための施設又は設備の設置又は整備を行うものであること。

（第二号 略）

（第二項 略）

第二款 障害者雇用納付金の徴収

（法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第二十六条 法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（第一号 略）

二 当該年度に属する各月（当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数並びに身体障害者である労働者、重度身体障害者である短時間労働者、知的障害者である労働者及び重度知的障害者である短時間労働者（次条第一項及び第四十

及び精神障害者である短時間労働者（次条第一項及び第四十五
条において「身体障害者である労働者等」という。）の数

（第三号 略）

（第二項から第四項まで 略）

（添付書類）

第二十七条 法第五十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、
次のとおりとする。

（第一号から第三号まで 略）

四 身体障害者手帳の交付番号その他の当該年度において雇用し
ていた身体障害者である労働者等が身体障害者、知的障害者又
は精神障害者であることを明らかにする事項

（第二項 略）

第三十三条 （略）

第四節 精神障害者に関する特例

（法第七十二条の六において読み替えて準用する法第七十条第一
項、第七十一条第一項及び第四項並びに第七十二条第一項及び第
六項の厚生労働省令で定める数）

第三十三条の二 法第七十二条の六において読み替えて準用する法
第七十条第一項、第七十一条第一項及び第四項並びに第七十二条

五条において「身体障害者である労働者等」という。）の数

（第三号 略）

（第二項から第四項まで 略）

（添付書類）

第二十七条 法第五十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、
次のとおりとする。

（第一号から第三号まで 略）

四 当該年度において雇用していた身体障害者である労働者が身
体障害者手帳の交付を受けた者であるときは、当該身体障害者
手帳の交付番号

（第二項 略）

第三十三条 （略）

第一項及び第六項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第三十四条 (略)

第六節 障害者の在宅就業に関する特例

(在宅就業障害者特例調整金の支給)

第三十五条 法第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金(以下「在宅就業障害者特例調整金」という。)は、各年度ごとに、翌年度の初日(当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)から四十五日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする。

2 第十五条及び第十六条の規定は、在宅就業障害者特例調整金の支給について準用する。

3 調整金の支給を受ける事業主に対する在宅就業障害者特例調整金の支給は、調整金の支給と同時にを行うものとする。

第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第三十四条 (略)

第四章 雑則

第三十五条及び第三十六条 削除

(法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所)

第三十六条 法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者が物品製造等業務(物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。)を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所並びに障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所(在宅就業契約(同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。))を締結した事業主(在宅就業支援団体(法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。))を除く。以下この節において同じ。)の事業所その他これに類する場所を除く。)とする。

(事業主による在宅就業契約の締結等に係る基準)

第三十六条の二 事業主は、次の各号に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業契約の締結、在宅就業契約に基づく在宅就業障害者(法第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。以下同じ。)に対する就業機会の提供及び業務の対価の支払い並びにこれらに附帯する業務を行わなければならない。

一 在宅就業契約の締結に際しては、在宅就業障害者に対して十分に説明を行うとともに、必要に応じてその家族に対して十分に説明を行うこと。

- 二 法第七十四条の二第二項の規定に基づき在宅就業契約は書面により締結し、当該書面は三年間保存すること。
- 三 前号の書面には次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 在宅就業障害者が行う物品製造等業務の内容
 - ロ 在宅就業障害者に対して支払う在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価の額
 - ハ 在宅就業障害者に対して在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価を支払う年月日
 - ニ 在宅就業障害者が在宅就業契約を履行できなかつた場合の取扱い
 - ホ その他在宅就業契約の締結に関し、必要な事項
- 四 六月を超えて継続的に同一の在宅就業障害者に就業の機会を提供しており、当該在宅就業障害者に引き続き継続的に就業の機会を提供することを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該在宅就業障害者に予告すること。
- 五 在宅就業契約に基づく業務の対価の支払に関して、在宅就業障害者から、金額及び年月日を記載した領収書その他これに類する書面を受け取り、当該書面を三年間保存すること。
- 六 在宅就業契約を締結している在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。
- 七 前号の書類を当該在宅就業障害者が在宅就業契約に基づき物

品製造等業務を実施しなくなった日から三年間保存すること。
八 在宅就業障害者に係る業務に関して知り得た秘密を保持すること。

(登録の申請)

第三十六条の三 法第七十四条の三第二項の登録の申請をしようとする法人(以下この条において「申請法人」という。)は、厚生労働大臣の定める様式による書面に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請法人が法第七十四条の三第三項各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 三 次の事項を記載した書面
 - イ 申請法人の役員の氏名及び略歴
 - ロ 申請法人が行う実施業務(法第七十四条の三第四項第二号に規定する実施業務をいう。以下同じ。)の具体的な内容
 - ハ 申請法人との間で締結した在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類
 - ニ 在宅就業障害者(申請法人が行う実施業務の継続的な実施の対象となる者に限る。ホ及びヘにおいて同じ。)の氏名及び当該在宅就業障害者が在宅就業を行う場所
 - ホ 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにす

る事項

へ 在宅就業障害者が在宅就業を行う場所が当該在宅就業障害者の自宅以外の場所であるときは、当該場所が法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所であることの説明

ト 実施業務を実施する法第七十四条の三第四項第二号に規定する従事経験者であつて、専任の管理者（同項第三号の専任の管理者をいう。以下同じ。）でないもの（以下「管理者以外の従事経験者」という。）の氏名及び経歴

チ 専任の管理者の経歴

リ 実施業務を行うために必要な施設及び設備の概要

又 在宅就業障害者に係る業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

2 前項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（登録の更新に係る準用）

第三十六条の四 前条第一項の規定は、法第七十四条の三第六項の登録の更新について準用する。

（在宅就業対価相当額を証する書面）

第三十六条の五 在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第八項の在宅就業支援団体が事業主に対し交付する書面（以下この条にお

- いて「発注証明書」という。)に、次の各号に掲げる事項を記載し、これに当該在宅就業支援団体の代表者が記名押印又は署名し、交付するものとする。
- 一 在宅就業支援団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - 三 業務契約(在宅就業支援団体が事業主との間で締結した物品製造等業務に係る契約をいう。以下同じ。)に基づき実施する物品製造等業務の内容
 - 四 業務契約に基づき事業主が在宅就業支援団体に対して支払った金額
 - 五 事業主が在宅就業支援団体に対して前号の金額を支払った年月日
 - 六 在宅就業対価相当額(法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業対価相当額をいう。以下同じ。)
 - 七 在宅就業障害者(業務契約の履行に当たり在宅就業支援団体との間で在宅就業契約を締結し物品製造等業務を行った者に限る。以下この条において同じ。)の氏名及び当該在宅就業障害者が在宅就業を行った場所
 - 八 在宅就業障害者が行った物品製造等業務の内容
 - 九 在宅就業対価相当額のうち、在宅就業支援団体がそれぞれの在宅就業障害者に対して在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価として支払った金額
 - 十 在宅就業支援団体がそれぞれの在宅就業障害者に対して前号

の金額を支払った年月日

十一 身体障害者手帳の交付番号その他の在宅就業障害者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項

2 発注証明書は、機構の定める様式によるものとする。

3 在宅就業支援団体は、第一項の規定による発注証明書の交付に代えて、第六項で定めるところにより事業主の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項（以下この条において「発注証明書情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、在宅就業支援団体は、発注証明書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうち、在宅就業支援団体の使用に係る電子計算機と事業主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて発注証明書情報を送信し、事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに発注証明書情報を記録したものを交付

する方法

4 前項各号に掲げる方法は、事業主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

5 第三項の場合において、在宅就業支援団体の代表者は、第一項の規定による発注証明書への記名押印又は署名については、同項の規定にかかわらず、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）をもつて当該記名押印又は署名に代えることができる。

6 在宅就業支援団体は、第三項の規定により発注証明書を提出しようとするときは、あらかじめ、当該事業主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち当該在宅就業支援団体が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た在宅就業支援団体は、当該事業主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該事業主に対し、発注証明書の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該事業主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(業務運営基準)

第三十六条の六 在宅就業支援団体は、次に掲げる基準に適合する方法により、在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。

- 一 業務契約は書面により締結し、当該書面は三年間保存すること。
- 二 前号の書面には、当該業務契約に基づき実施する物品製造等業務のうち在宅就業障害者が行う予定の物品製造等業務及び在宅就業対価相当額として支払う予定の金額を記載すること。
- 三 在宅就業障害者に対して実施業務を実施する際に、最初に、次に掲げる事項を明示すること。
 - イ 実施業務の内容
 - ロ 在宅就業障害者に係る業務の実施に要する経費の額を設定する基準
 - ハ 在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が行う物品製造等業務の実施方法
 - ニ 在宅就業契約の締結に際しては、在宅就業障害者に対して十分に説明を行うとともに、必要に応じてその家族に対して十分に説明を行うこと。
- 四 在宅就業契約は書面により締結し、当該書面は三年間保存すること。
- 五 前号の書面には次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 在宅就業障害者が行う物品製造等業務の内容

- ロ 在宅就業障害者に対して支払う在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価の額
- ハ 在宅就業障害者による物品製造等業務の実施に際して行う実施業務に要する経費の額
- ニ 在宅就業障害者に対して在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価を支払う年月日
- ホ 在宅就業障害者が在宅就業契約を履行できなかった場合の取扱い
- ヘ その他在宅就業契約の締結に関し、必要な事項
- 七 六月を超えて継続的に同一の在宅就業障害者に就業の機会を提供しており、当該在宅就業障害者に引き続き継続的に就業の機会を提供することを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該在宅就業障害者に予告すること。
- 八 在宅就業契約に基づく業務の対価の支払いに関して、在宅就業障害者から、金額及び年月日を記載した領収書その他これに類する書面を受け取り、当該書面を三年間保存すること。
- 九 実施業務の対象となる在宅就業障害者について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けること。
- 十 前号の書類を当該在宅就業障害者が在宅就業契約に基づき物品製造等業務を実施しなくなった日から三年間保存すること。
- 十一 在宅就業障害者に係る業務に関して知り得た秘密を保持するもの。

十二 在宅就業障害者が物品製造等業務を実施するに当たつて、在宅就業障害者の安全と健康を確保するために適切な措置を講じること。

十三 在宅就業障害者の職業能力の開発及び向上のための機会を付与すること。

十四 それぞれの在宅就業障害者に対する実施業務の実施を主に担当する者をそれぞれの在宅就業障害者に対して明確にするこ
と。

(変更の届出)

第三十六条の七 在宅就業支援団体は、法第七十四条の三十項の規定により変更の届出をしようとするときは、厚生労働大臣の定める様式による書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務規程)

第三十六条の八 在宅就業支援団体は、法第七十四条の三十一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、厚生労働大臣の定める様式による書面に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 在宅就業支援団体の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 在宅就業障害者に係る業務の実施方法
- 二 在宅就業障害者に係る業務の実施に要する経費の算定方法

三 管理者以外の従事経験者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

四 専任の管理者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五 在宅就業障害者に係る業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

六 在宅就業障害者に係る業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

七 法第七十四条の三第十五項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 在宅就業障害者の安全と健康を確保するために講じている措置

九 在宅就業支援団体が行う実施業務の対象となる在宅就業障害者の障害の種類及び程度

十 前各号に掲げるもののほか、在宅就業障害者に係る業務に關し必要な事項

3 在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第十一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、厚生労働大臣の定める様式による書面に変更後の業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等の届出)

第三十六条の九 在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第十三項の規定により在宅就業障害者に係る業務の休止又は廃止の届出を

しようとするときは、厚生労働大臣の定める様式による書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が在宅就業障害者に係る業務の廃止の届出である場合は、第三十六条の十二の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 在宅就業支援団体は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失ったときは、第三十六条の十二の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十六条の十 法第七十四条の三第十五項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十六条の十一 法第七十四条の三第十五項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、在宅就業支援団体の使用に係る電子計算機と在宅就業障害者その他の利害関係人(以下この号において「利害関係人」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて情報を送信し、利害関係人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第三十六条の十二 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

- 一 在宅就業障害者（当該在宅就業支援団体が行う実施業務の対象となる者に限る。以下この条において同じ。）の氏名、住所、在宅就業を行う場所及び障害の種類
- 二 在宅就業対価相当額のうち、在宅就業支援団体がそれぞれの在宅就業障害者に対して在宅就業契約に基づく物品製造等業務の対価として支払った金額
- 三 在宅就業支援団体がそれぞれの在宅就業障害者に対して前号の金額を支払った年月日
- 四 管理者以外の従事経験者及び専任の管理者の氏名
- 五 実施業務を行うために必要な施設及び設備の概要

(在宅就業障害者に係る業務に関する報告)

第三十六条の十三 在宅就業支援団体は、毎年、四月一日現在における次項各号に掲げる事項を、厚生労働大臣の定める様式による

書面により、翌月十五日までに、厚生労働大臣に報告しなければならぬ。

2 法第七十四条の三第二十一項の規定により、在宅就業支援団体が報告すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 在宅就業支援団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 在宅就業支援団体が法第七十四条の三第三項各号の規定に該当しないこと
- 三 在宅就業支援団体が行う実施業務の具体的な内容
- 四 在宅就業支援団体との間で締結した在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類
- 五 在宅就業支援団体が行う実施業務の継続的な実施の対象となる在宅就業障害者の人数
- 六 管理者以外の従事経験者及び専任の管理者の氏名
- 七 実施業務を行うために設置されている施設及び設備の概要
- 八 前年度における業務契約に基づき事業主から支払われた金額の総額
- 九 前年度における在宅就業契約に基づき在宅就業障害者に支払った物品製造等業務の対価の総額
- 十 前年度における在宅就業障害者に係る業務に要する経費の総額

(書類の提出の経由)

第三十六条の十四 法第七十四条の三又はこの節の規定により厚生

労働大臣に提出する書類は、在宅就業支援団体の住所地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。

第四章 雑則

第三十七条 (略)

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数等)

第三十八条 (第一項 略)

2 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第一条の四第一号に掲げる者

二 法第十三条第一項の適応訓練を修了し、当該適応訓練を委託された事業主に雇用されている者

(障害者職業生活相談員の選任)

第四十条 (第一項 略)

2 事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。)の長に提出するものとする。

(第一号及び第二号 略)

第三十七条 (略)

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数等)

第三十八条 (第一項 略)

2 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、法第十三条第一項の適応訓練を修了し、当該適応訓練を委託された事業主に雇用されている者とする。

(障害者職業生活相談員の選任)

第四十条 (第一項 略)

2 事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。)の長に提出するものとする。

(第一号及び第二号 略)

三 当該事業所の労働者の総数並びに当該労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条において「障害者」という。）の数並びに当該事業所の重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者及び精神障害者（法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める者に限る。次条において同じ。）である短時間労働者の数

（法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四十一条 法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことにより障害者である労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。次条において同じ。）を解雇する場合とする。

（書類の備付け及び保管）

第四十五条 事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する身体障害者である労働者等について、医師の診断書その他その者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けるものとする。

（第二項 略）

（権限の委任）

第四十六条 （第一項及び第二項 略）

三 当該事業所の労働者の総数並びに当該労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条において「障害者」という。）並びに当該事業所の重度身体障害者である短時間労働者及び重度知的障害者である短時間労働者の数

（法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四十一条 法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことにより障害者である労働者（重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を含む。次条において同じ。）を解雇する場合とする。

（書類の備付け及び保管）

第四十五条 事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する身体障害者である労働者等について、医師の診断書その他その者が身体障害者又は知的障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けるものとする。

（第二項 略）

（権限の委任）

第四十六条 （第一項及び第二項 略）

3 法第七十四条の三第十六項及び第十七項の厚生労働大臣の権限並びに同条第十八項の厚生労働大臣の権限のうち在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部の停止に係るものは、在宅就業支援団体の住所を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 第二項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。

附則

(報奨金の支給)

第二条 (第一項 略)

2 第十五条第一項から第三項まで及び第十六条の規定は、報奨金の支給について準用する。

(在宅就業障害者特例報奨金の支給)

第三条の二 附則第二条第一項の規定は、法附則第四条第四項の在宅就業障害者特例報奨金(以下「在宅就業障害者特例報奨金」という。)の支給について準用する。

2 第十五条及び第十六条の規定は、在宅就業障害者特例報奨金の支給について準用する。この場合において、第十五条第四項中「法第五十六条第一項の申告書」とあるのは、「附則第二条第二項において準用する第十五条第一項の申請書」と読み替えるものと

3 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。

附則

(報奨金の支給)

第二条 (第一項 略)

2 第十五条及び第十六条の規定は、報奨金の支給について準用する。

する。

3 在宅就業障害者特例報奨金の支給は、報奨金の支給と同時に
行うものとする。

(在宅就業単位報奨額)

第三条の三 法附則第四条第五項第一号に掲げる在宅就業単位報奨
額は、一万七千円とする。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>別表（第一条関係）</p> <p>二十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に係る申請等 第四十三条第五項の雇用に關する状況の報告、第五十条第一項の障害者雇用調整金の支給の申請、第五十一条第一項の助成金に係る申請、第五十六条第一項の障害者雇用納付金の申告、第五十七条の延納の申請、第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金の支給の申請、附則第四条第三項の報奨金の支給の申請及び同条第四項の在宅就業障害者特例報奨金の支給の申請</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>別表（第一条関係）</p> <p>二十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に係る申請等 第四十三条第五項の雇用に關する状況の報告、第五十条第一項の障害者雇用調整金の支給の申請、第五十一条第一項の助成金に係る申請、第五十六条第一項の障害者雇用納付金の申告、第五十七条の延納の申請及び附則第三条第三項の報奨金の支給の申請</p>

三 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）

改 正 後	別表第一 表一	<p>(略)</p> <p>じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）</p> <p>第十四条第三項（第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による書面の保存</p> <p>第十七条第二項の規定による記録の保存</p> <p>第七十四条の三第十四項の規定による財務諸表等の備置き</p> <p>第七十四条の三第十九項の規定による帳簿の保存</p> <p>第三十五条法律第二百二十三号）</p> <p>薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）</p> <p>第二十三条の十一の規定による帳簿の保存</p> <p>第二十三条の十七第一項の規定による財務諸表等の備付け</p> <p>第四十六条第四項の規定による文書の保存</p> <p>第四十九条第三項の規定による帳簿の保存</p> <p>(略)</p>
	(略)	<p>(略)</p> <p>じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）</p> <p>第十四条第三項（第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による書面の保存</p> <p>第十七条第二項の規定による記録の保存</p> <p>第二十三条の十一の規定による帳簿の保存</p> <p>第二十三条の十七第一項の規定による財務諸表等の備付け</p> <p>第四十六条第四項の規定による文書の保存</p> <p>第四十九条第三項の規定による帳簿の保存</p> <p>第三十三条号）</p> <p>建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）</p> <p>第八条第一項の規定による書類の備え置き</p> <p>(略)</p>
改 正 前	別表第一 表一	<p>(略)</p> <p>じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）</p> <p>第十四条第三項（第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による書面の保存</p> <p>第十七条第二項の規定による記録の保存</p> <p>第二十三条の十一の規定による帳簿の保存</p> <p>第二十三条の十七第一項の規定による財務諸表等の備付け</p> <p>第四十六条第四項の規定による文書の保存</p> <p>第四十九条第三項の規定による帳簿の保存</p> <p>(略)</p> <p>建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）</p> <p>第八条第一項の規定による書類の備え置き</p> <p>(略)</p>

建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和五十一年法律第三十三号)	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 (昭和五十一年労働省令第三十八号)	第三十六条の二第二号の規定による書面の保存	第八条第一項の規定による書類の備え置き
	第三十六条の二第五号の規定による書面の保存	第三十六条の二第二号の規定による書面の保存	
	第三十六条の二第六号の規定による書類の備付け	第三十六条の二第七号の規定による書類の保存	
	第三十六条の六第一号の規定による書面の保存	第三十六条の六第五号の規定による書面の保存	
	第三十六条の六第八号の規定による書面の保存	第三十六条の六第九号の規定による書類の備付け	
	第三十六条の六第十号の規定による書類の保存	第四十五条第一項の規定による書類の備付け	

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 (昭和五十一年労働省令第三十八号)	粉じん障害防止規則 (昭和五十四年労働省令第十八号)	第十八条の規定による記録の保存	第四十五条第一項の規定による書類の備付け
	第二十条の規定による記録の保存	第二十六条第三項の規定による記録の保存	
	第二十六条の二第二項の規定による記録の保存		
	保存		
(略)	(略)		

(略)	粉じん障害防止規則 (昭和五十四年労働 省令第十八号)	第四十五条第二項の規定による書類の保存	け
		第十八条の規定による記録の保存	
		第二十条の規定による記録の保存	
		第二十六条第三項の規定による記録の保存	
		第二十六条の二第二項の規定による記録の保存	

別表第二

(略)	じん肺法	障害者の雇用の促進 等に関する法律 百四十五号)	第十四条第三項(第十六条第二項及び第十 六条の二第二項において準用する場合を含 む。)の規定による書面の作成	(略)
			第十七条第一項の規定による記録の作成	
			第七十四条の二第二項の規定による書面で の契約の締結	
			第七十四条の三第十九項の規定による帳簿 の記載	
			第二十三条の十一の規定による帳簿への記 載	

別表第二

(略)	じん肺法	薬事法	第十四条第三項(第十六条第二項及び第十 六条の二第二項において準用する場合を含 む。)の規定による書面の作成	(略)
			第十七条第一項の規定による記録の作成	
			第二十三条の十一の規定による帳簿への記 載	
			第四十九条第二項の規定による帳簿への記 載	
			第五十条の規定による帳簿の作成	

粉じん障害防止規則	規則	第六十二条第一項の規定による書類の作成
		第十八条の規定による記録
		作業環境測定法施行 規則

水道法 (略)	(略)	<p>技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写</p>	障害者の雇用の促進等に関する法律	第七十四条の三第十五項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
			薬事法	第二十三条の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
別表第四		(略)		

水道法 (略)	(略)	<p>技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写</p>	薬事法	第二十三条の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
			(略)	(略)
別表第四		(略)		

(略)	薬事法 障害者の雇用の促進 等に関する法律	
(略)	第七十四条の三第十五項第二号の規定によ る財務諸表等の謄本又は抄本の交付	て適用する場合（第三十一条及び第三十四 条第一項において準用する場合を含む。） 並びに第三十一条及び第三十四条第一項に おいて準用する場合を含む。）の規定によ る財務諸表等の謄本又は抄本の交付
(略)	第二十三条の十七第二項第一号の規定によ る財務諸表等の謄本又は抄本の交付	て適用する場合（第三十一条及び第三十四 条第一項において準用する場合を含む。） 並びに第三十一条及び第三十四条第一項に おいて準用する場合を含む。）の規定によ る財務諸表等の謄本又は抄本の交付
(略)	薬事法	
(略)	第二十三条の十七第二項第一号の規定によ る財務諸表等の閲覧又は謄写	て適用する場合（第三十一条及び第三十四 条第一項において準用する場合を含む。） 並びに第三十一条及び第三十四条第一項に おいて準用する場合を含む。）の規定によ る財務諸表等の謄本又は抄本の交付